

地方公営企業法の概要及び 経営改革の推進に係るこれまでの取組

平成31年4月

総務省自治財政局公営企業課

目 次

地方公営企業法の体系

- － 現行法の体系 3
- － 地方公営企業法の適用範囲 5
- － 地方公営企業法等の改正経緯 6

地方公営企業を取り巻く経営環境

- － 地方公営企業を取り巻く経営環境の変化(これまで) 7
- － 地方公営企業を取り巻く経営環境の変化(今後) 8
- － 地方公営企業を取り巻く経営環境の変化への対応 10

公営企業における更なる経営改革の推進

- － 公営企業の「経営戦略」の策定及び策定状況について 12
- － 公営企業の料金に係る法令の規定等について 14
- － 公営企業の「抜本的な改革」の推進及び取組状況について 18
 - ・ 民間活用の類型及び地方独立行政法人について 20
 - ・ 水道・下水道等の広域化等の推進について 21
- － 「公営企業会計適用」の取組状況及び新たなロードマップについて 22
- － 「経営比較分析表」の活用について 25

公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会報告書(概要)

現行法の体系①

地方公営企業法は、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例を定めるものであり(法第6条)、法第3条に定める経営の基本原則を達成するために、**組織、財務、職員の身分取扱等**について規定している。

地方公営企業法の構成

第1章 総則(第1条～第6条)

第2章 組織(第7条～第16条)【全部適用の場合のみ】

第3章 財務(第17条～第35条)

第4章 職員の身分取扱(第36条～第39条)【全部適用の場合のみ】

第5章 一部事務組合及び広域連合に関する特例(第39条の2及び第39条の3)

第6章 雑則(第40条～第42条)

…現行法のポイント

1. 企業としての性格(第2条、第3条)

- ◆ 地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。
事業例:上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発(港湾、宅地造成等)、観光(国民宿舎、有料道路等)
- ◆ 一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。

2. 管理者(第7条～第16条)【全部適用の場合のみ】

- ◆ 企業としての合理的、能率的な経営を確保するためには、経営の責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要があることから、地方公営企業の経営組織を一般行政組織から切り離し、その経営のために独自の権限を有する管理者(任期4年)を設置。
- ◆ 管理者は地方団体を代表(ただし、地方債の借入れ名義は、地方団体の長)。

現行法の体系②

3. 職員の身分取扱(第36条～第39条)【全部適用の場合のみ】

- ◆ 給与については、職務給(職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずる)であることに加え、能率給(職員の発揮した能率を考慮)であることを要する。
- ◆ 人事委員会は、企業職員の身分扱いについては、任用に関する部分を除き、原則として関与しない。
- ◆ 企業職員には、団体交渉権が認められている。
- ◆ 給与、勤務時間その他の勤務条件については公営企業の管理運営に属する事項を除き、団体交渉の対象とし、労働協約を締結できる。

4. 財務(第17条～第35条)

- ◆ 事業ごとに経営成績及び財政状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その経理の事業ごとに特別会計を設置。
- ◆ その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難である経費については、地方団体の一般会計又は他の特別会計において負担。(それ以外の経費については、公営企業の経営に伴う収入をもって充てる。)
- ◆ 予算は毎事業年度の業務の予定量及び収入・支出の大綱。
- ◆ 資産の管理権は管理者に属する。資産の取得、管理及び処分について議会の個別議決は不要で、特に重要な資産の取得等について予算で定める。行政財産の目的外使用に係る使用料は、管理者が定める(条例で定める必要はない)。

5. 会計(第20条、第30条)

- ◆ 企業会計方式をとっており、以下の点等において官公庁会計方式と相違。
 - ・ 官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記を採っているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用。
 - ・ 損益計算書、貸借対照表等の作成を義務付け。

地方公営企業法の適用範囲

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

<法適用事業>

(地公企法の規定を適用する事業)

<当然適用事業>

(地公企法2①②)

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
- // (自動車)
- // (鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

<任意適用事業>

(地公企法2③)

自主的に適用

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他
(有線放送等)

※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業。

※ 公営企業のうち、法適用企業は3,301事業、法非適用事業は5,097事業となっている。(平成29年度)

◎ 地方公共団体では、法非適事業に地方公営企業会計を自主的に適用することが望まれる。

地方公営企業法等の改正経緯(適用範囲の拡大)

○昭和22年 地方自治法制定

○昭和23年 地方財政法制定

- ・ ①軌道事業、②地方鉄道事業、③自動車交通事業、④電気事業、⑤ガス事業、⑥上水道事業(町村の経営するものを除く。)、⑦病院事業の7事業が具体的な公営企業として定められ、企業会計による経理を義務化

○昭和27年 地方公営企業法制定

地方自治法、地方財政法の特例としての公営企業に係る通則法

- ・ ①水道事業、②軌道事業、③自動車運送事業、④地方鉄道事業、⑤電気事業、⑥ガス事業の6事業のうち、常時雇用される職員数が一定数以上の企業について、法の規定の全部を当然適用(法定事業)
- ・ 上記以外の事業については、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は一部を任意適用

○昭和35年 地方公営企業法改正

- ・ 工業用水道事業を水道事業から分離
- ・ 法定事業で、常時雇用される職員数が20人以上のものについて、財務規定等を当然適用

○昭和38年 地方公営企業法改正

- ・ 病院事業、簡易水道事業等で常時雇用される職員数が100人以上のものについて、財務規定等の一部を当然適用

○昭和41年 地方公営企業法改正

現行制度が整備

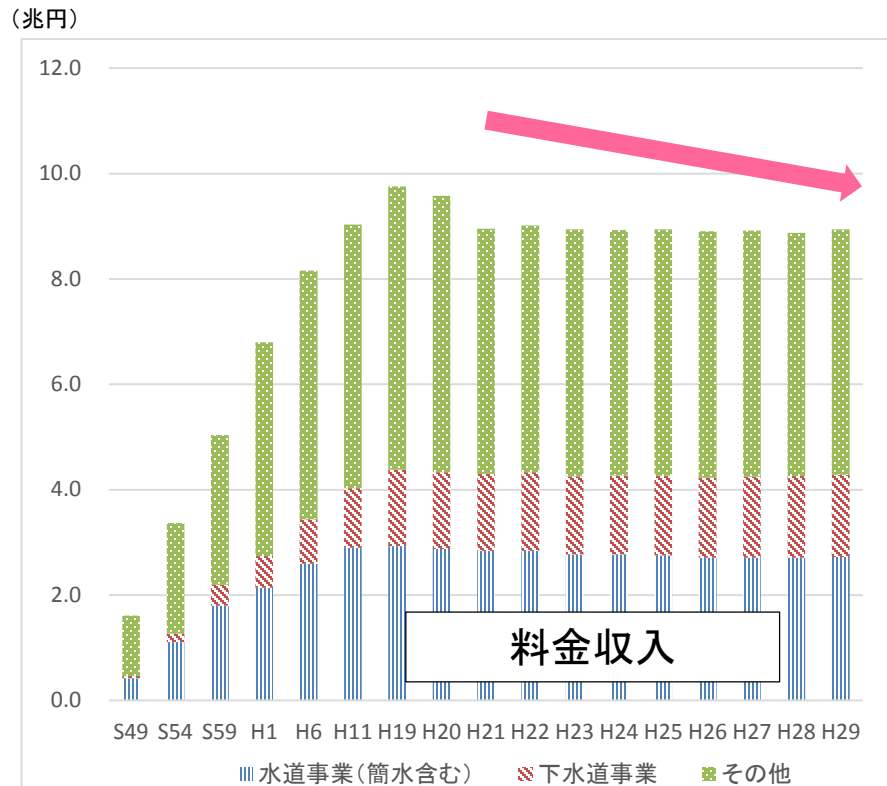
- ・ 職員数を問わず、以下のとおり適用範囲を整理
 - 法定事業(水道、工水、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス)については、法の規定の全部を当然適用
 - 病院事業については、財務規定等を当然適用
 - 簡易水道事業等については、任意適用

地方公営企業を取り巻く経営環境の変化(これまで)

①地方公営企業の料金収入の推移

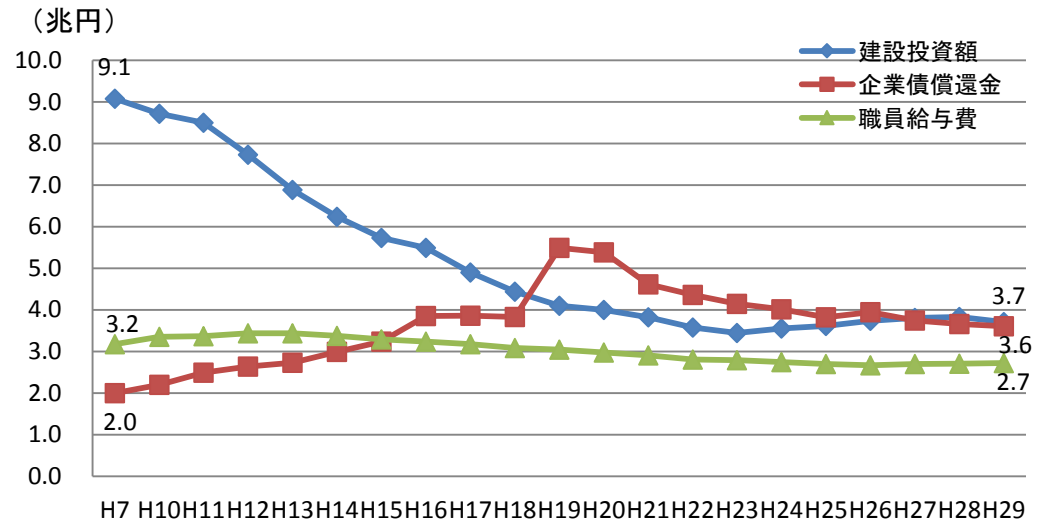
・人口減少等に伴い、料金収入は減少傾向にある。

水道事業の料金収入は有収水量の減少により平成14年度をピークとして減少傾向。
普及段階にある下水道事業は微増しているが、今後は水道事業と同様に減少に転じることが想定される。

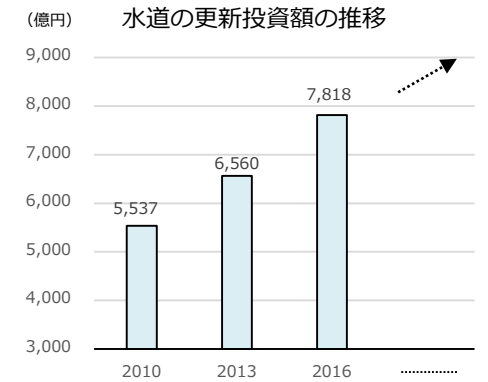
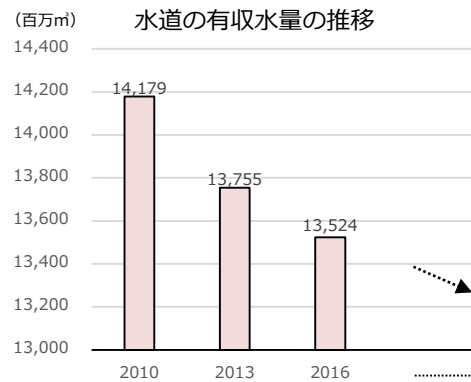


②建設投資額の推移

・建設投資額は、平成11年度から連続で減少していたが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から増加傾向にある。



参考:水道事業の有収水量(※)の推移及び更新投資額の推移

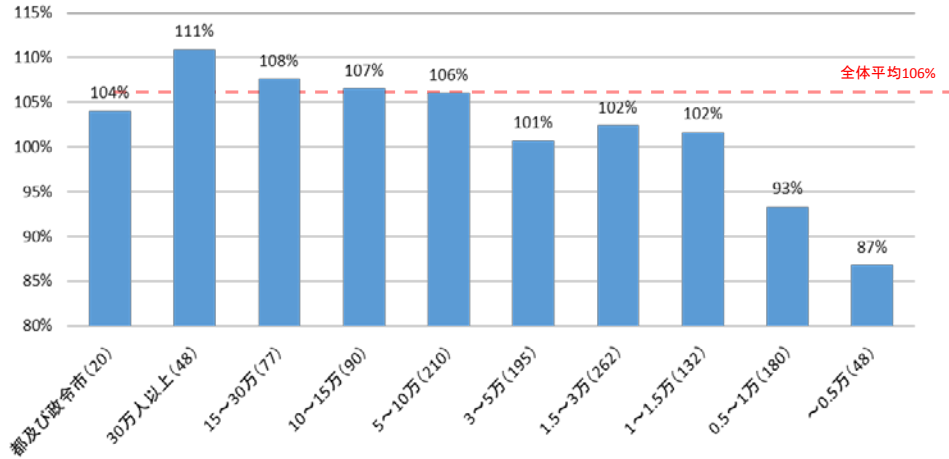


※有収水量：料金徴収の基礎となった年間給水量

地方公営企業を取り巻く経営環境の変化(今後:水道事業の場合)

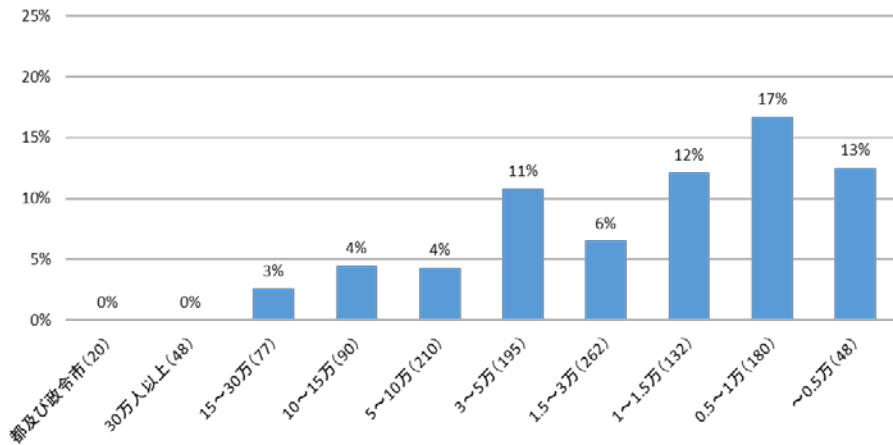
- 給水人口が少ないほど、料金回収率が低くなる傾向にあり、赤字団体の割合も、給水人口が少ない団体に多い傾向がある。
- 投資額の減少とともに、管路更新率も低下しており、耐用年数を超えた管路が増加している。
- 今後、これまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

上水道事業における給水人口別の料金回収率



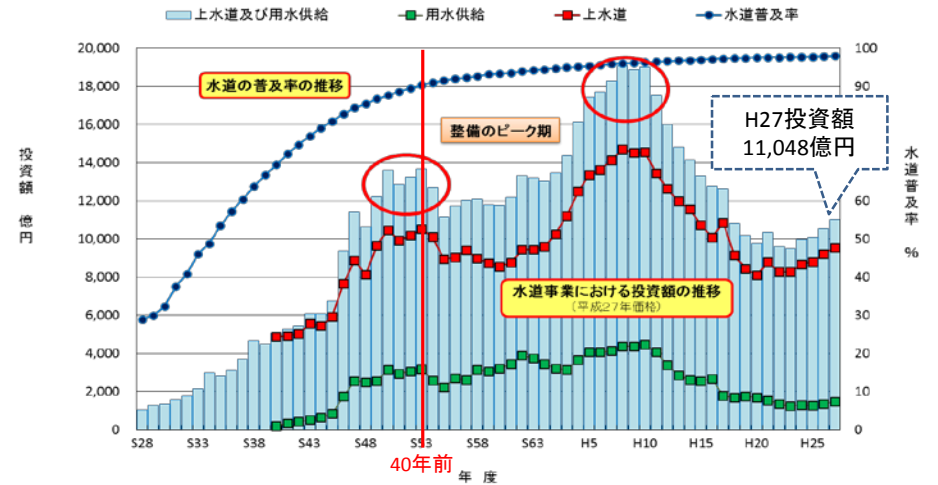
平成28年度地方公営企業決算状況調査より。

上水道事業における給水人口別団体に占める赤字団体の割合

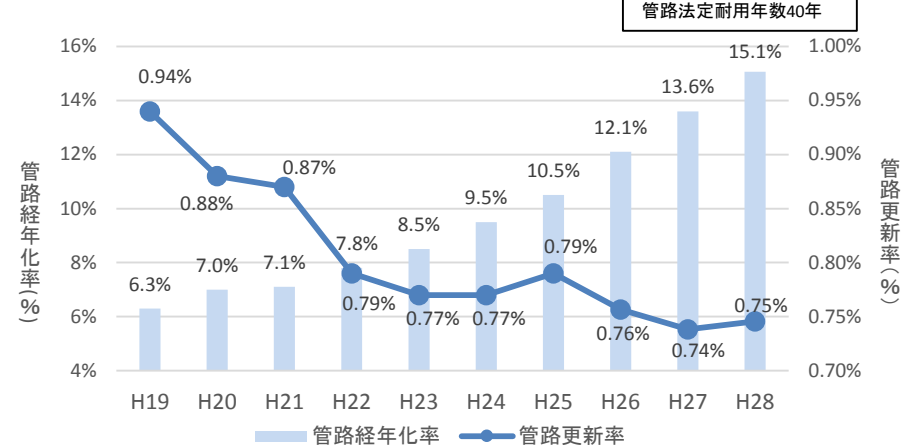


平成28年度地方公営企業決算状況調査より。

【水道への投資額の推移】



【管路経年化率及び管路更新率の現状】

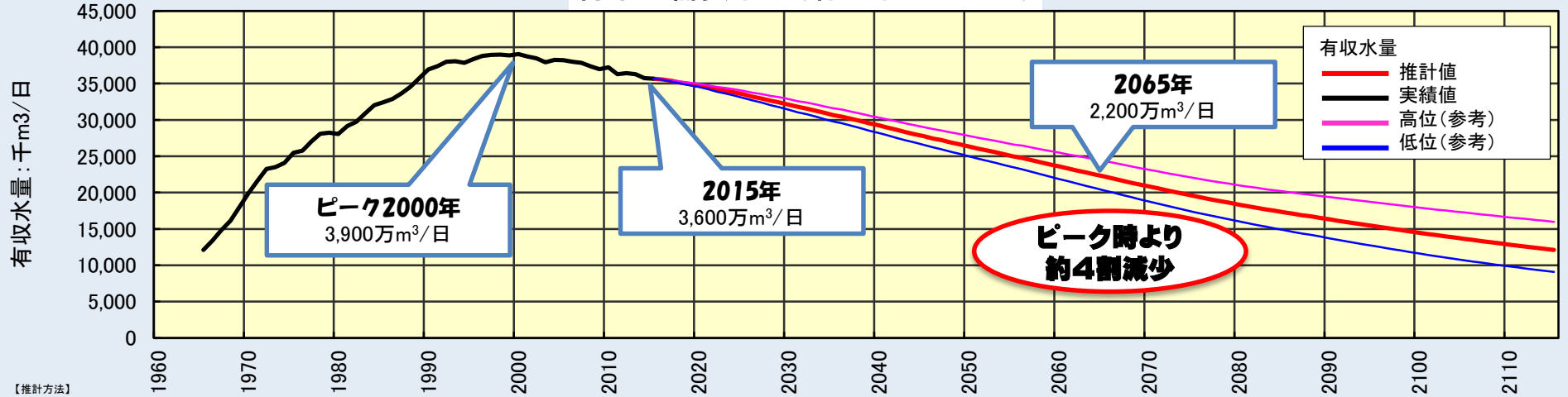


厚生労働省資料を一部加工

地方公営企業を取り巻く経営環境の変化(今後:水道事業の場合)

- 急速な人口減少により、2065年には有収水量がピーク時の約4割減となる見込み
- これに伴い、すでに減少局面にある料金収入は、さらに減少圧迫を受け、経営環境が厳しくなるが、給水人口規模の小さい団体ほど、その影響は大きい。

将来の需要水量(有収水量ベース)



【推計方法】

①給水人口:日本の将来推計人口(平成29年推計)に上水道普及率(H27実績94.4%)を乗じて算出した。

②有収水量:家庭用と家庭用以外に分類して推計した。

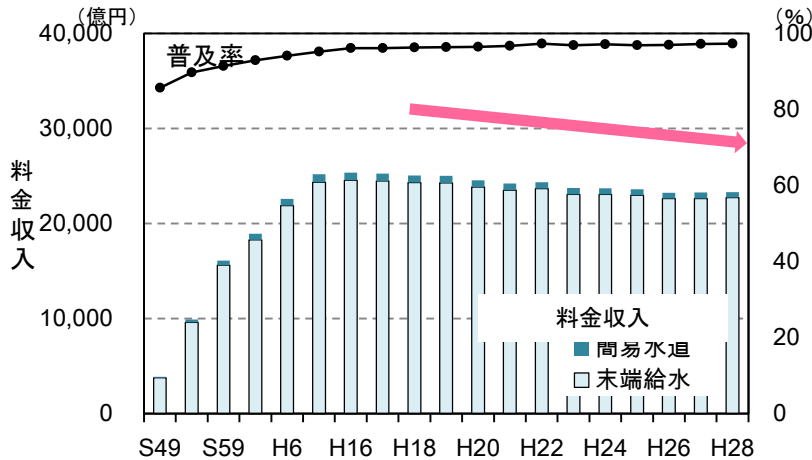
家庭用有収水量=家庭用原単位×給水人口

家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であることから、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率(0.310)で設定した。

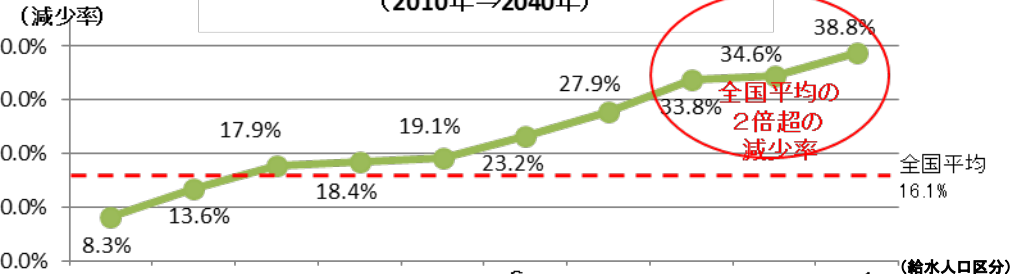
③高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡低位仮定出生高位(高位)、死亡高位仮定出生低位(低位)に変更した場合の推計結果である。

※ 厚生労働省作成資料を一部加工

水道事業料金収入推移



給水人口規模別の人口減少率(2010年⇒2040年)



※ 2010年から2040年の人口減少率

※ 減少率は各給水人口区分内の団体の単純平均

※ 福島県及び一部の末端事業者の推計人口のデータがないため、上水道末端事業者数と一致しない

地方公営企業を取り巻く経営環境の変化への対応

今後予想される経営環境の変化

急速な人口減少と人口の低密度化

インフラ資産の大規模な更新時期の到来

水道・下水道事業の将来需要の大幅な減少

水道・下水道事業の料金収入の大幅な減少

専門人材の確保が困難に

着実な更新のための投資額の増大

+

ハード・ソフトとも将来需要に基づく供給体制の適正規模化の要請

〔 管路等については更新需要の平準化と着実な更新、
浄水場等の施設についてはダウンサイジングや広域化 〕

- 水道・下水道事業の経営環境はさらに厳しさを増していくことが予想される。
- とくに、現時点でも経営条件の厳しい人口が低密度の地域等においては、更なる低密度化により、料金回収率の低下等さらなる経営悪化のおそれ

これまでの延長線上での対策では、
経営が成り立たなくなる可能性が高い。

鍵となるのは、

- 安全かつ安心かつ持続可能な事業の維持更新のための「賢い」投資
- 広域化、民間活用等を含めた「抜本的な改革」

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴うサービス需要の減少
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念
- さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・PDCA

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において平成32年度までに策定するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

- ✓ 事業そのものの必要性
- ✓ 公営で行う必要性

- ✓ 事業としての持続可能性

- ✓ 経営形態

事業廃止

民営化・民間譲渡

広域化等

民間活用

公営企業の「見える化」(公営企業会計の適用拡大等)

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与

公営企業の「経営戦略」の策定について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○平成32年度までに策定率100%とすることを要請(平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進。)
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]

投資試算

- 長期の人口減少推計を踏まえた将来の需要予測等に基づく合理的な投資額の設定
- 長寿命化等による平準化等

財源試算

- 料金、企業債、一般会計繰出金等の水準の見直し 等

計画期間内の
収支均衡

収支ギャップが生じた場合には
その解消を図る

- ・広域化等
- ・指定管理者制度、包括的民間委託 等
- ・PPP/PFI等

組織、人材、定員、給与の適正化

その他の経営基盤強化の取組 (ICT活用等)

PDCAサイクル

- ◆ 毎年度、進捗管理
- ◆ 計画と実績の乖離の検証
- ◆ 3～5年ごとの見直し

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

- 経営基盤強化と財政マネジメントの向上のツール
- 経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

経営戦略の策定の推進

- 「**経営戦略策定ガイドライン**」の策定・公表(平成28年1月)、改訂(平成29年3月)
⇒ 「経営戦略策定ガイドライン」を再改訂し、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」を作成(平成31年3月)
- 毎年度、経営戦略の**策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表**
- 水道事業の高料金対策や水道管路耐震化事業、下水道事業の高資本費対策について、**経営戦略策定を要件化**

- 経営戦略の策定に要する経費に対する**特別交付税措置**(平成28～32年度)

対象経費

- ・先進団体視察、専門家の招へい等に要する経費
- ・「投資・財政計画」の策定に要する経費(「投資試算」「財政試算」のシミュレーション、収支ギャップ解消策の検討等)
- ・水道・下水道における広域化等の調査・検討に要する経費 等

地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2について一般会計から繰出(上限額 1,000万円(事業費ベース・複数年度通算))
- ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置
- ・水道・下水道における広域化等の調査・検討に要する経費については、**上限額を上乗せ(+1,500万円)**し、重点的に支援

「経営戦略」の策定状況について

経営戦略の策定状況と対応

- 経営戦略策定の取組状況については、平成32年度までに策定予定の事業の割合は95.0%（策定済含む）となっており、策定予定年度「未定」の事業の割合は5.0%であるため、平成32年度までに一層の策定推進が必要。特に、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、駐車場などは策定率が低く、かつ、策定予定年度「未定」の事業が多い。
- 策定予定年度「未定」の事業については、都道府県を通じて課題を把握したところ、経営戦略策定のノウハウへの支援を求める声が多いことから、策定が進んでいない事業を多く抱える都道府県を中心として、地方公共団体金融機構と共催で将来需要のシミュレーション手法などを学ぶ実践的な実務講習会を開催している。
- 今後の改定にも対応するため、現行の「経営戦略策定ガイドライン」を改訂し、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」を作成している。

公営企業の経営戦略の策定状況（平成30年3月31日現在）

（単位：事業）

	①策定済 事業数（構成比）	②要請期間内に策定予定			小計 （①+②） 事業数（構成比）	③策定予定年度 未定 事業数（構成比）	合計 事業数（構成比）
		うちH30年度に 策定予定 事業数（構成比）	うちH31年度に 策定予定 事業数（構成比）	うちH32年度に 策定予定 事業数（構成比）			
① 水 道	802 (43.3%)	438 (23.7%)	216 (11.7%)	336 (18.1%)	1,792 (96.8%)	60 (3.2%)	1,852 (100.0%)
うち上水道	579 (43.8%)	338 (25.6%)	161 (12.2%)	215 (16.3%)	1,293 (97.9%)	28 (2.1%)	1,321 (100.0%)
うち簡易水道	223 (42.0%)	100 (18.8%)	55 (10.4%)	121 (22.8%)	499 (94.0%)	32 (6.0%)	531 (100.0%)
② 工業用水道	61 (40.7%)	22 (14.7%)	16 (10.7%)	45 (30.0%)	144 (96.0%)	6 (4.0%)	150 (100.0%)
③ 交 通	14 (17.1%)	22 (26.8%)	10 (12.2%)	28 (34.1%)	74 (90.2%)	8 (9.8%)	82 (100.0%)
④ 電 気	23 (25.0%)	11 (12.0%)	8 (8.7%)	38 (41.3%)	80 (87.0%)	12 (13.0%)	92 (100.0%)
⑤ ガ ス	12 (52.2%)	3 (13.0%)	5 (21.7%)	2 (8.7%)	22 (95.7%)	1 (4.3%)	23 (100.0%)
⑥ 港 湾 整 備	2 (2.2%)	7 (7.5%)	6 (6.5%)	70 (75.3%)	85 (91.4%)	8 (8.6%)	93 (100.0%)
⑦ 市 場	7 (4.7%)	12 (8.1%)	11 (7.4%)	100 (67.6%)	130 (87.8%)	18 (12.2%)	148 (100.0%)
⑧ と 畜 場	0 (0.0%)	5 (10.9%)	1 (2.2%)	32 (69.6%)	38 (82.6%)	8 (17.4%)	46 (100.0%)
⑨ 観 光 施 設	17 (7.1%)	23 (9.7%)	23 (9.7%)	145 (60.9%)	208 (87.4%)	30 (12.6%)	238 (100.0%)
⑩ 宅 地 造 成	17 (5.7%)	26 (8.8%)	16 (5.4%)	162 (54.7%)	221 (74.7%)	75 (25.3%)	296 (100.0%)
⑪ 駐 車 場	6 (3.4%)	17 (9.6%)	12 (6.8%)	119 (67.2%)	154 (87.0%)	23 (13.0%)	177 (100.0%)
⑫ 下 水	2,284 (63.9%)	394 (11.0%)	226 (6.3%)	583 (16.3%)	3,487 (97.6%)	87 (2.4%)	3,574 (100.0%)
合 計	3,245 (47.9%)	980 (14.5%)	550 (8.1%)	1,660 (24.5%)	6,435 (95.0%)	336 (5.0%)	6,771 (100.0%)

経営戦略の策定状況については、総務省HPにおいて公表している。http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html

公営企業の料金に係る法令の規定等について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号) (抄)

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)の施行に関する取扱いについて(昭和27年9月29日自乙発第245号) 最終改正:平成27年4月14日総財公第78号 総務事務次官通知

第一章 地方公営企業法の施行に関する取扱いについて

第三節 財務に関する事項

四 料金

地方公営企業の給付について、地方公共団体は料金を徴収することができるものである(法第21条第1項)が、当該料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないものであること(法第21条第2項)。この場合の原価は、営業費、支払利息等経営に要する費用であって、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でないこと。また、地方公営企業が健全な経営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること。

なお、地方公営企業の料金には、地方自治法第225条の使用料に該当するものがあるが、使用料に該当する料金に関する事項は条例で定めなければならないものであること(地方自治法第228条)。また料金の決定については、他の事業法等の法令の適用を排除しているものではないこと。

《参考》 水道料金に係る水道法の規定等について

水道法(昭和32年法律第177号) (抄)

- 第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。
- 2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
 - 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号) (抄)

- 第12条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。
 - 二 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。
 - イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額
 - ロ 支払利息と資産維持費との合算額 ※平成11年12月28日の水道法施行規則の改正により、「資産維持費」を導入
 - ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額
 - 三 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

水道料金算定要領(平成27年2月改定 公益社団法人日本水道協会) (抄)

2. 総括原価 (1) 基本原則

水道料金は、過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければならない。

《参考》 下水道使用料に係る下水道法の規定等について

下水道法(昭和33年法律第79号) (抄)

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 (略)

下水道使用料算定の基本的考え方(平成29年3月改定 公益社団法人日本下水道協会) (抄)

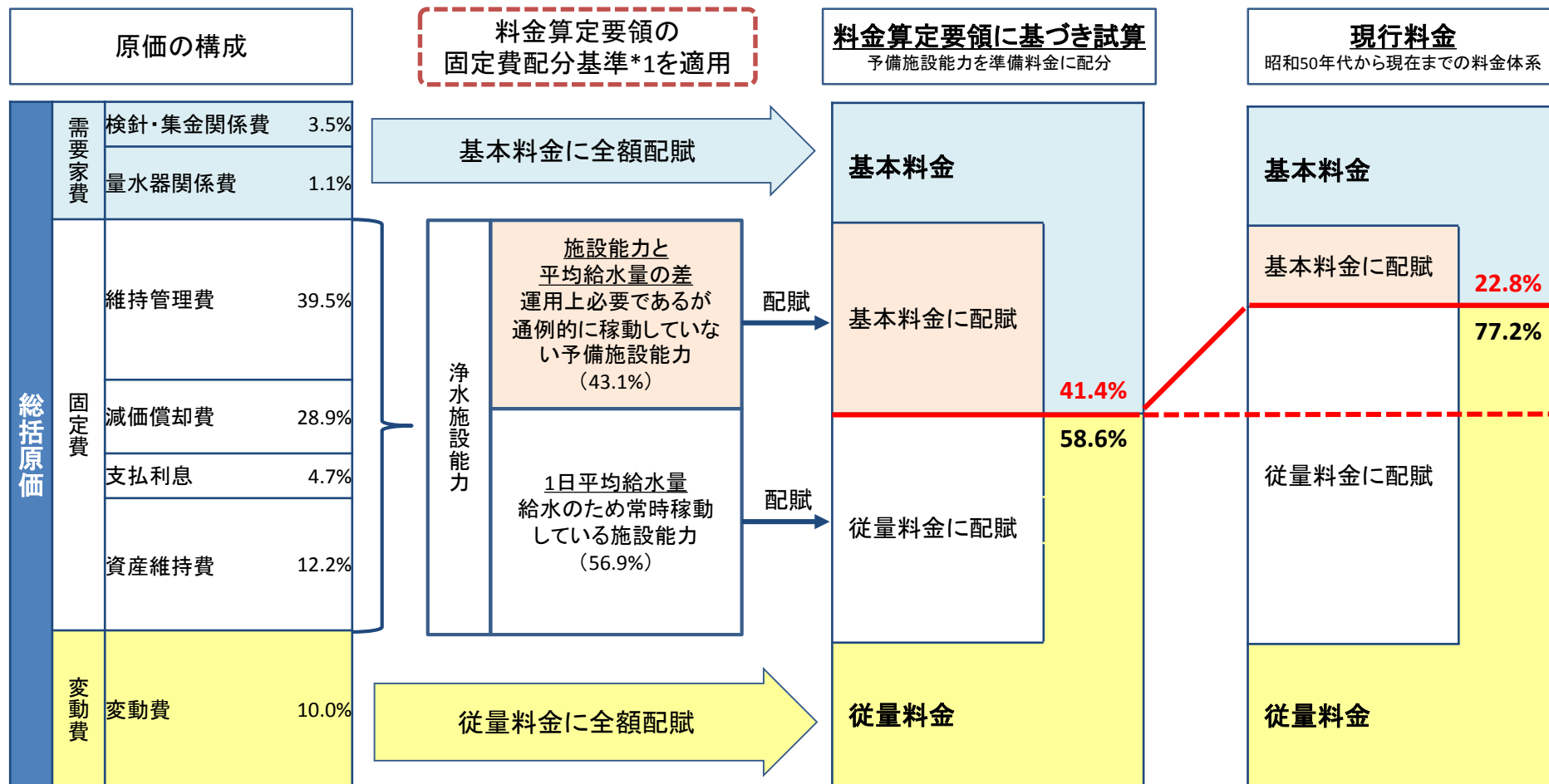
1.2 使用料の基本原則

使用料とは、下水道事業の管理運営に係る経費のうち、私費で負担すべき経費を回収するために使用者から徴収するものであり、その徴収根拠及び設定の原則は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第20条に次のように規定されている。

- ① 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる(法第20条第1項)。
- ② 使用料は、次の原則によつて定めなければならない(法第20条第2項)。
 - 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 - 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 - 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

《参考》 水道事業における料金収入と費用の固変分析(事例)

A公営企業の事例について、料金算定要領に基づいた固定費の配賦を試算した結果、料金収入に占める基本料金の割合を現行の料金体系におけるそれよりも高く設定することの必要性が確認された。



*1 固定費総額に対して浄水施設能力と、浄水施設能力と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を基準料金とし、残余の固定費を従量料金とする

「抜本的な改革」の必要性と検討プロセス

抜本的な改革の必要性

現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、こうした将来推計も踏まえ、当該事業の必要性と担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要である。

「抜本的な改革」の検討プロセス

①事業そのものの必要性・公営で行う必要性

- 事業の意義、提供しているサービスの必要性について、各事業の特性に応じて検証(※1)
⇒ 意義・必要性がないと判断された場合には、速やかに事業廃止等を行うべき
- 事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合でも、収支や採算性、将来性の点から、公営で行うべきかどうかを検討 ⇒ 民営化や民間譲渡について検討

(※1): 例えば、水道事業及び下水道事業は、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されており、②・③を検討する。

②事業としての持続可能性

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要や老朽化の程度、制度改正による影響等の経営上の課題等を勘案し、事業としての持続可能性を検証
⇒ 持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための取組を実施

③経営形態(事業規模・範囲・担い手)

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
⇒ 事業統合、施設の統廃合・共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等の広域化等(※2)、指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。

3つの観点から
4つの方向性を
基本として
抜本的な改革
を検討

事業廃止

民営化・
民間譲渡

広域化等
(※2)

民間活用

○ 公営企業の抜本的な改革の方向性等については、総務省が平成28年度に設置した「公営企業の経営のあり方に関する研究会」において検討を行い、平成29年3月に報告書を取りまとめている。

○ 同報告書については総務省HPにおいて公表の上、地方公共団体に周知している。

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況概要(平成29年度)

- 地方公営企業の各事業体において、その事業の特性に応じた抜本的な改革等の取組が進められている。
- 平成29年度中において、広域化等で106事業、包括的民間委託で65事業など、248事業で抜本的な改革等が実施されている。
- 事業廃止は宅地造成事業、広域化等は下水道事業、包括的民間委託は水道事業・下水道事業において積極的に取り組まれている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方独立 行政法人(導入数) (※1)		広域化等 (※2)		指定管理者制度 (導入数)		包括的民間委託		PPP・PFI (導入数)	
99事業		12事業		2事業		106事業		17事業		65事業		7事業	
県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等
3事業	96事業	3事業	9事業	0事業	2事業	5事業	101事業	0事業	17事業	3事業	62事業	3事業	4事業
水道	1	水道	0	水道	0	水道(※3)	10	水道	1	水道	15	水道	2
工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0
交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	1	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	0	ガス	1	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	1	病院	1	病院	2	病院	3	病院	2	病院	0	病院	0
下水道	4	下水道	0			下水道	38	下水道	0	下水道	46	下水道	5
簡易水道(※3)	60	簡易水道	0			簡易水道(※3)	55	簡易水道	0	簡易水道	4	簡易水道	0
港湾整備	0	港湾整備	2			港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	0	市場	2			市場	0	市場	1	市場	0	市場	0
と畜場	0	と畜場	1			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	17	宅地造成	1			宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	4	駐車場	0			駐車場	0	駐車場	1	駐車場	0	駐車場	0
観光	0	観光	1			観光	0	観光	6	観光	0	観光	0
その他	0	その他	0			その他	0	その他	1	その他	0	その他	0
介護サービス	10	介護サービス	3			介護サービス	0	介護サービス	5	介護サービス	0	介護サービス	0

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の一体化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化及び病院事業における再編ネットワーク化等を指す。

(※3) 簡易水道事業の事業廃止(60事業)は、水道事業又は簡易水道事業との統合によるものであり、広域化等の類型において重複計上しているため、類型ごとの取組事業数の総計と右下部記載の「合計」は一致しない。

合計

248事業

民間活用の類型・地方独立行政法人の概念図(イメージ)

(1) 民間活用の類型について

PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効果的使用や行政の効率化等を図るもの。

PFI (Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

公共施設等運営権制度 (コンセッション)

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

- 所有：地方公共団体
- 運営：民間事業者 (利用料金の設定も可能)

包括的民間委託

指定管理者制度

地方公共団体の事務である公の施設の管理について、地方公共団体がその権限の一部を指定管理者に委任するもの。

- 所有：地方公共団体
- 管理：民間事業者に委託 (施設の使用許可権限もあり)

(2) 地方独立行政法人について

官

→ 設立・業務移管

地方独立行政法人

地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。

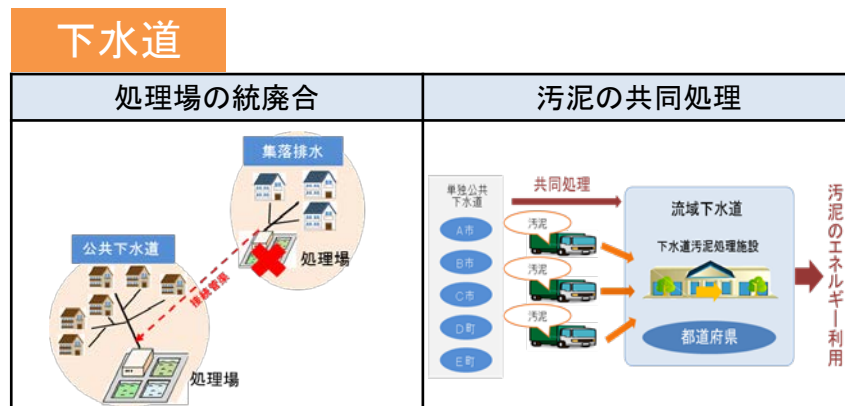
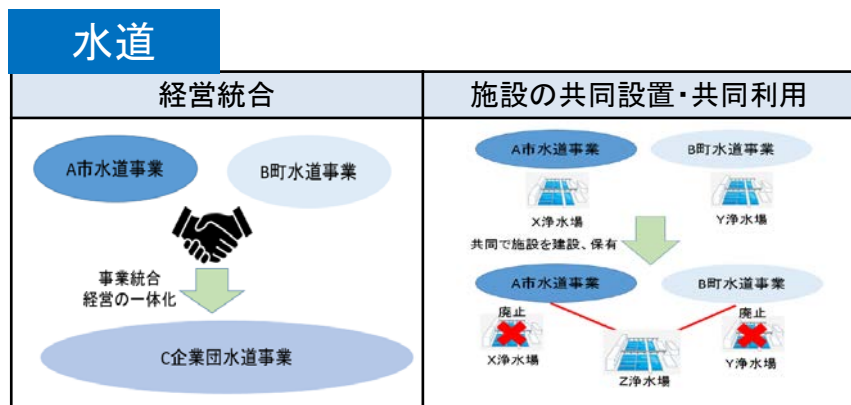
- 所有・管理：地方独立行政法人
- ※権限等を定款により規定

水道・下水道の広域化等の推進

◎ 水道・下水道の広域化の推進に向けて、各都道府県に対し、平成34年度までの計画策定(※)を要請

※ 水道は「水道広域化推進プラン」、下水道は「広域化・共同化計画」。計画策定等に要する経費について、普通交付税措置(H31~H34)

<広域化の主な類型>



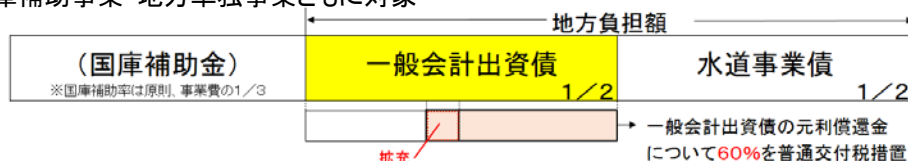
※ このほか、維持管理に係る事務の共同化等、多様な広域化の取組を推進

◎ 広域化に伴う施設整備等について、地方財政措置を拡充(H31~)

水道

- ① 3市町村以上による経営統合(現行措置)に加え、**水道広域化推進プランに基づく施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業を対象に追加**
- ② 一般会計出資債の元利償還金について、**交付税措置率を50%から60%に拡充**

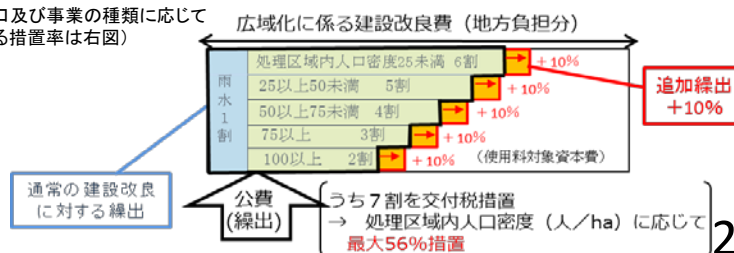
※国庫補助事業・地方単独事業ともに対象



下水道

- ① 終末処理場等の整備(現行措置)に加え、**既存施設の統合に必要な管渠等を対象に追加**
- ② 複数市町村の広域化(現行措置)に加え、**市町村内の広域化も対象に追加**
- ③ 交付税措置率を見直し

※ 処理区域内人口及び事業の種類に応じて(分流式に対する措置率は右図)



公営企業会計適用の取組状況(重点事業)

出典 公営企業会計の適用状況調査(平成30年4月1日時点)

- 人口3万人以上の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業(公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。))及び流域下水道事業)において99.4%、簡易水道事業においては95.8%であり、取組に大幅な進捗が見られる。
- 一方、人口3万人未満の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業(公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。))、流域下水道事業、集落排水及び合併浄化槽)において27.6%、簡易水道事業においては、42.9%であり、取組の進捗に差異が見られる。

人口3万人以上の団体

(単位:団体)

人口3万人未満の団体

(単位:団体)

	下水道事業(※1)		簡易水道事業(※3) 団体数(構成比)
	団体数(構成比)	公共下水道事業及び 流域下水道事業(※2)	
① 適用済	370 (44.8%)	370 (45.5%)	201 (64.6%)
② 適用に取組中	440 (53.3%)	439 (53.9%)	97 (31.2%)
小計(①+②)	810 (98.1%)	809 (99.4%)	298 (95.8%)
③ 検討中	8 (1.0%)	5 (0.6%)	13 (4.2%)
④ 検討未着手	8 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	826 (100.0%)	814 (100.0%)	311 (100.0%)

	下水道事業(※1)		簡易水道事業(※3) 団体数(構成比)
	団体数(構成比)	団体数(構成比)	
① 適用済	82 (10.0%)	194 (33.3%)	
② 適用に取組中	143 (17.5%)	56 (9.6%)	
小計(①+②)	225 (27.6%)	250 (42.9%)	
③ 検討中	308 (37.7%)	135 (23.2%)	
④ 検討未着手	283 (34.7%)	198 (34.0%)	
合計	816 (100.0%)	583 (100.0%)	

(※1) 公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。以下同じ。)、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

(※2) 「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知)において、「都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、下水道事業(公共下水道(特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。))及び流域下水道(中略)について集中取組期間内に移行することが必要である」としている。

(※3) 簡易水道事業については、上水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計している(例えば、H26.4.1以降、既に上水道事業へ統合した場合は「①適用済」、上水道事業への統合に取り組んでいる場合は「②取組中」として整理している。)

公営企業会計適用の取組状況(重点事業以外)

出典 平成28年度地方公営企業年鑑(決算状況調査)

- 法適用事業の割合が最大で13.1%(観光施設事業)、全体平均で8.6%となっており、重点事業における取組状況と比べて取組の進捗が遅れている。
- 港湾整備事業、駐車場事業及びと畜場事業については、絶対数としての会計適用事業の実績が少なく(10事業未満)、会計適用の意義・効果等が浸透していない可能性がある。

事業名	事業 合計	法適用						非適用	
		事業数(構成比)		全部適用(構成比)		一部適用(構成比)		事業数(構成比)	
観光施設事業	290	38	(13.1%)	14	(36.8%)	24	(63.2%)	252	(86.9%)
宅地造成事業	427	44	(10.3%)	24	(54.5%)	20	(45.5%)	383	(89.7%)
市場事業	161	14	(8.7%)	1	(7.1%)	13	(92.9%)	147	(91.3%)
港湾整備事業	97	8	(8.2%)	0	(0.0%)	8	(100.0%)	89	(91.8%)
介護サービス事業	557	45	(8.1%)	12	(26.7%)	33	(73.3%)	512	(91.9%)
駐車場整備事業	220	6	(2.7%)	4	(66.7%)	2	(33.3%)	214	(97.3%)
と畜場事業	57	1	(1.8%)	0	(0.0%)	1	(100.0%)	56	(98.2%)
有料道路事業	1	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	1	(100.0%)
合計	1,810	156	(8.6%)	55	(35.3%)	101	(64.7%)	1,654	(91.4%)

※建設中、想定企業会計分は「非適用事業数」に含めている。

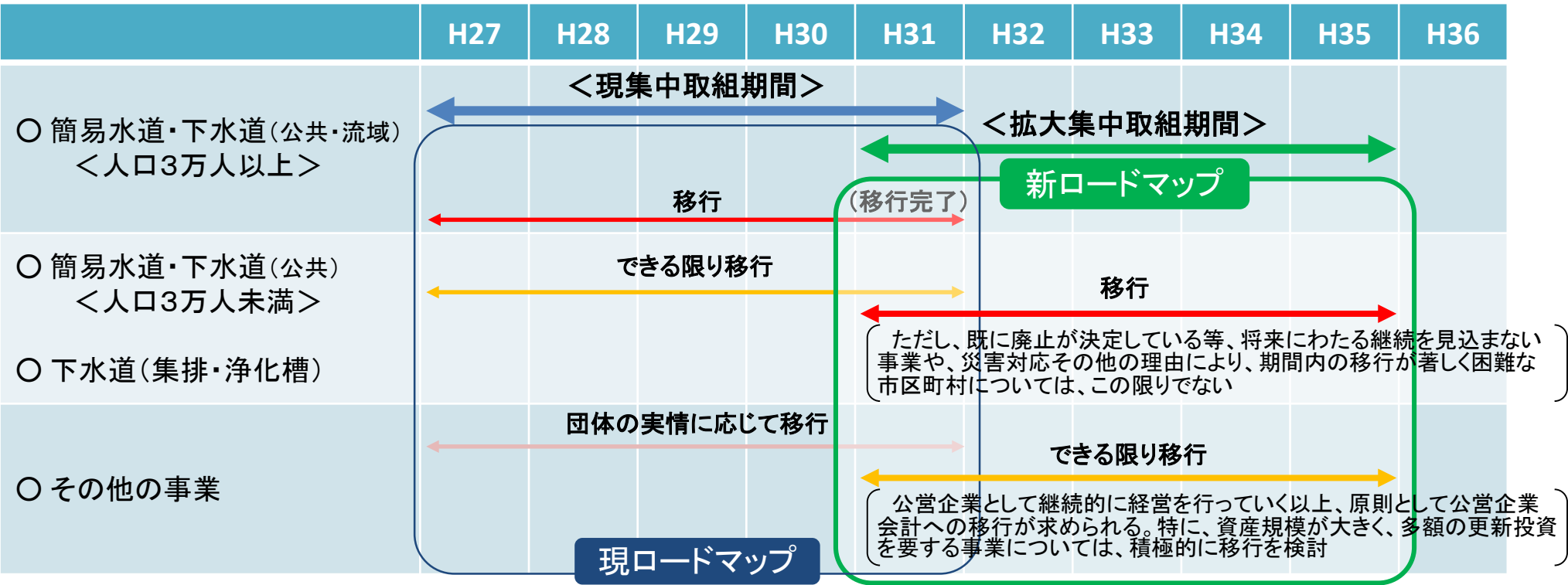
※法適用事業の割合が高い事業順に列挙している。

※上記のほか、その他事業(廃棄物等処理施設、診療所等)として分類される法適用事業が48事業ある(非適用事業は、調査対象外)。

公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ

H27.1月
総務大臣通知等により要請

H31.1月
総務大臣通知等により要請



取組の推進
に向けて

新たなロードマップに基づき、小規模団体においても取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアル、専門人材による人的支援、都道府県による支援体制等の充実を図る。

今後の検討
の方向性

各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について検討。

「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

- ・複数の経営指標を組み合わせた分析
- ・経年比較や他の地方公共団体等との比較

- ・自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- ・現状・課題が議会・住民にも「見える化」

- ・抜本的な改革(廃止、民営化・民間譲渡、広域化)の検討
- ・「経営戦略」の策定

を強力に後押し

健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

○経営指標

- ① **経営の健全性**… 経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- ② **経営の効率性**… 料金回収率、給水原価、乗車効率等
- ③ **老朽化の状況**… 有形固定資産減価償却率、管路更新率等

見える化のコンテンツ

- ・各公営企業の基本データ(普及率、給水人口等)
- ・経営の健全性・効率性・老朽化の状況を示す指標の**経年変化・類似団体比較**を示したグラフ・表
- ・各公営企業による**分析コメント**
- ・毎年度2月を目途に、各指標・コメント等を更新

更なる対象拡大・内容充実に向けた工程表

2016 2018 2020

集中改革期間

バス・電気事業を公表
(2017.9～)

観光施設(休養宿泊施設)、
駐車場整備事業を公表
(2018.4～)

病院事業を公表
(2018.11～)

公表分野を順次、拡大

公営企業の
全面的な見える化
を強力に推進

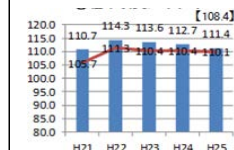
誰もが比較検討しやすいイメージで公表

経営比較分析表

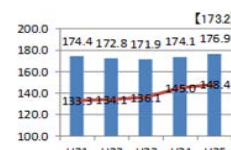
A県 B市				人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	777.77	888.88	999.99
法適用	水道事業	末端給水事業	A1	現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1,000.00	1,010.10	1,111.11	1,212.12
33.33	44.44	55.55	666.66			

1. 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率(%)

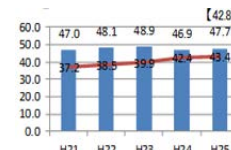


② 給水原価(円)



2. 老朽化の状況

① 有形固定資産減価償却率(%)



グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

2. 老朽化の状況について

全体総括

「経営比較分析表」の実例(水道事業)

宮崎県宮崎市

経営比較分析表 (平成28年度決算)

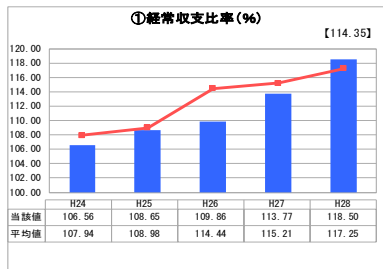
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A1	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ あたり家庭料金(円)	
-	47.10	99.19	2,905	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
404,375	643.67	628.23
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
399,957	324.14	1,233.90

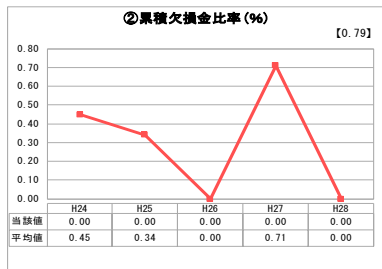
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成28年度全国平均

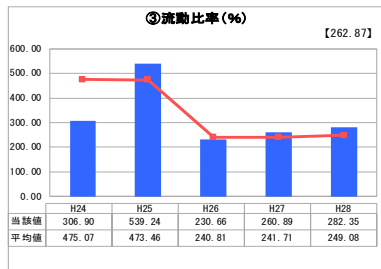
1. 経営の健全性・効率性



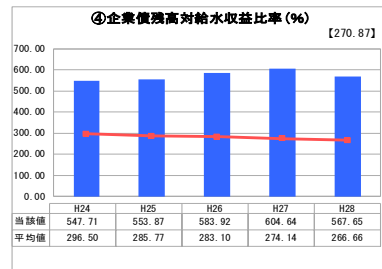
「経常損益」



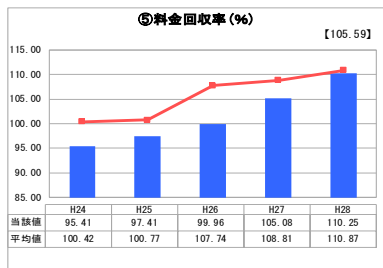
「累積欠損」



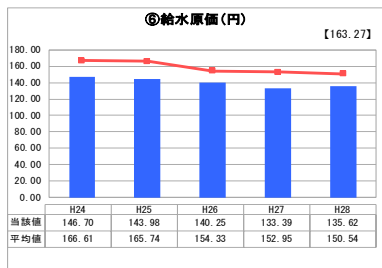
「支払能力」



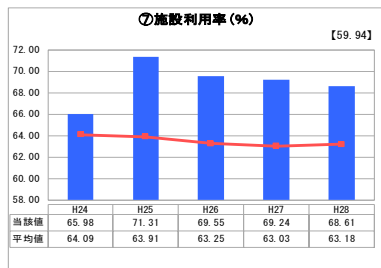
「債務残高」



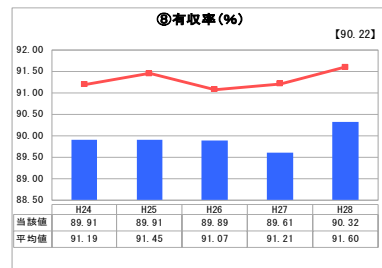
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「供給した配水量の効率性」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

●経営の健全性について
 「経常収支比率」は100%以上を維持し、累積欠損もなく、「流動比率」も年次により上下するものの200%以上で、支払能力も十分な水準にあります。
 「料金回収率」はH26年度まで100%を下回っておりましたが、経費節減等の費用抑制に加え、H28年10月の水道料金改定で給水収益が上がったことにより、類似団体平均と同程度に改善しています。
 また、「企業債残高対給水収益比率」は給水収益の増加と、企業債の借入額の抑制を行ったことにより改善しておりますが、類似団体平均や全国平均よりも大幅に高くなっています。今後も老朽化した管路・施設の更新需要や、耐震化に係る支出が増加していくことが予想されるため、企業債の借入を抑える必要があります。

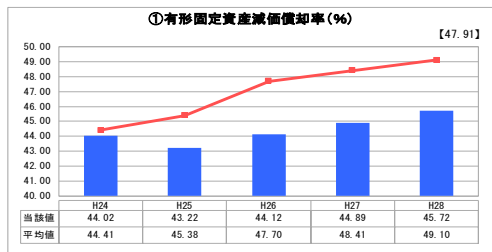
●効率性について

「給水原価」は、類似団体平均や全国平均よりも低く、「施設利用率」は類似団体平均や全国平均より高いことから、費用と施設の効率性は高いと考えます。
 「有収率」については、全国平均を上回り、改善しておりますが、類似団体平均よりは低いことから、今後さらに充実した維持管理を実施し、供給した配水量の効率性を高める必要があります。

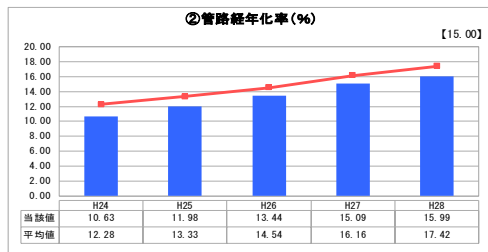
2. 老朽化の状況について

「有形固定資産減価償却率」は、老朽化した施設の更新や耐震化等を進めるため、類似団体平均や全国平均よりも低くなっています。
 しかし、「管路更新率」は、類似団体平均や全国平均よりも大幅に低く、H28年度はすべての管路を更新するのに相当な期間がかかるため、法定耐用年数を迎える管路が年々増加する中「管路経年率」も悪化していくことが予想されます。
 今後は緊急度や重要度を考慮し、効率的で効果的な経年管路の更新が必要であると考えます。

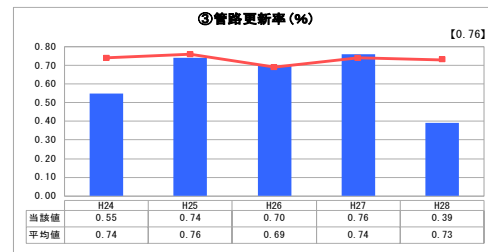
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

全体総括

H28年に水道料金改定を行いました。引き続き人口減少等による給水収益の減少や、施設の老朽化・耐震化が課題となってくるため、施設の更新については、限りある財源を有効に活用する必要があります。
 そのため、重要度・緊急性等を考慮のうえ優先度の高いものから実施していくなど計画的な更新等を行い、経営や施設の健全性・効率性を今後も高めていく必要があります。
 経営戦略については平成30年度までに策定の予定です。

公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会報告書（平成31年3月）

法の適用範囲

- 今後、各公営企業において、新ロードマップに基づく適用拡大の取組が着実に推進されることが期待される。一方で、このことは、現行法の下では法の規定が任意適用とされている事業について、実態として法の規定の適用拡大を促していることを意味する。
- 法令に基づく公営企業会計の適用範囲については、昭和23年の地財法制定時より、地方公共団体における公営企業会計の習熟に伴ってその拡大が想定されていたものであり、また、現実にその後、昭和41年の法改正に至るまで段階的拡大が図られていた経緯を鑑みれば、本来、公営企業会計の適用が求められるのであれば、水道事業等と同様、法において適用義務を規定すべきである。
- 現時点における適用状況や小規模団体における対応力等を踏まえ、段階的に取組を推進する観点から、ロードマップによる要請という形をとっているが、総務省においては、公営企業会計の適用拡大の進捗状況を踏まえ、法において財務規定等の適用を義務付ける対象範囲について、法改正の検討を行う必要がある。

公営企業制度のあり方

- 地方公営企業法については、昭和41年以来、制度の根幹に関わる抜本的な改正は行われていない。本研究会においては、会計制度以外の観点も含め、公営企業の経営を取り巻く環境の変化を踏まえ、今日の公営企業を巡る諸課題に照らした公営企業制度の検討課題についても、併せて議論を行った。
- 総務省においては、これら意見や、過去に開催された研究会等において指摘された検討事項等も踏まえ、法の改正も含めた公営企業制度のあり方について、速やかに検討を進めるべきである。